

# 所有者不明農地について

---

令和 3 年 1 1 月

**農林水産省**

# 所有者不明農地の現状

- 所有者不明農地は93.4万haで、全農地の約2割。
- うち、遊休農地<sup>(※)</sup>は5.4万ha(所有者不明農地の6%)にとどまり、多くは耕作がされている状況。

## ■ 所有者不明農地の実態

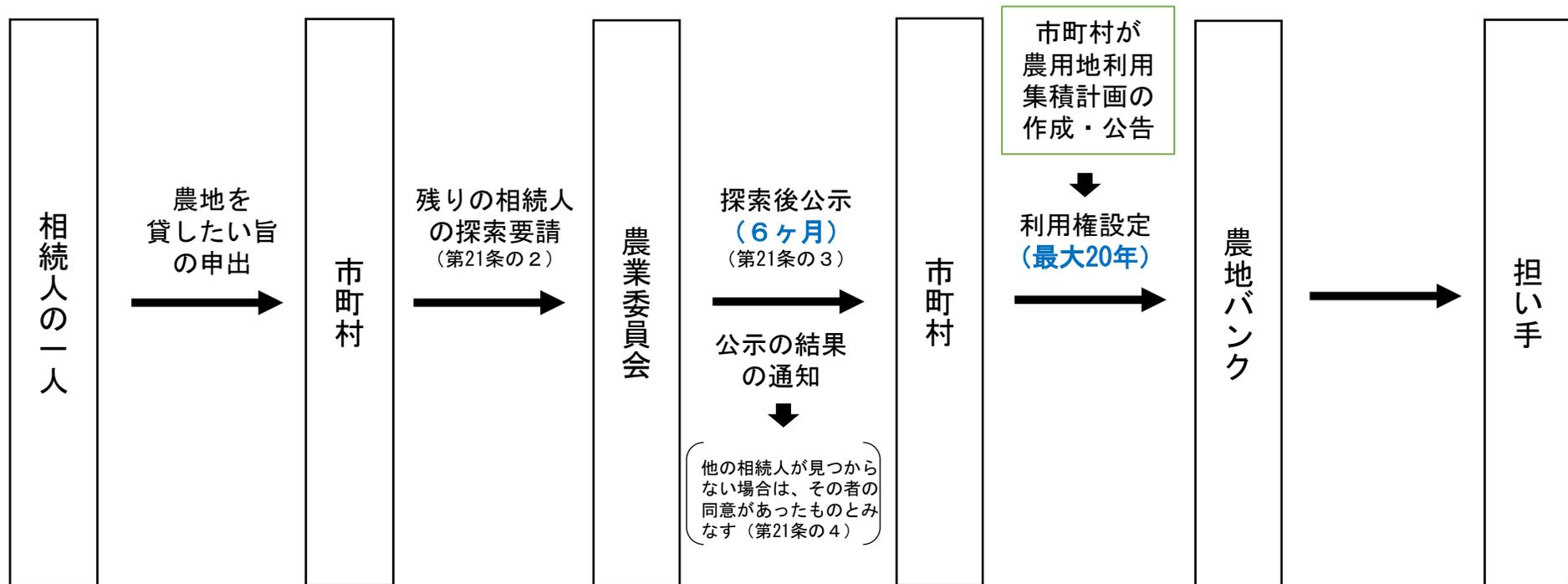
不動産登記簿により所有者が直ちに判明しない土地	47.7万ha
うち遊休農地	2.7万ha
所有者は判明しても、その所在が不明で連絡がつかない土地	45.8万ha
うち遊休農地	2.7万ha
合計	93.4万ha (農地(447万ha)の20.8%)
うち遊休農地	5.4万ha (所有者不明農地の6%)

資料:経営局農地政策課(平成28年)「相続未登記農地等の実態調査」

※「遊休農地」・・・1年以上耕作されておらず、引き続き耕作される見込みのない農地。

# 所有者不明農地の利活用のための制度（農業経営基盤強化促進法）

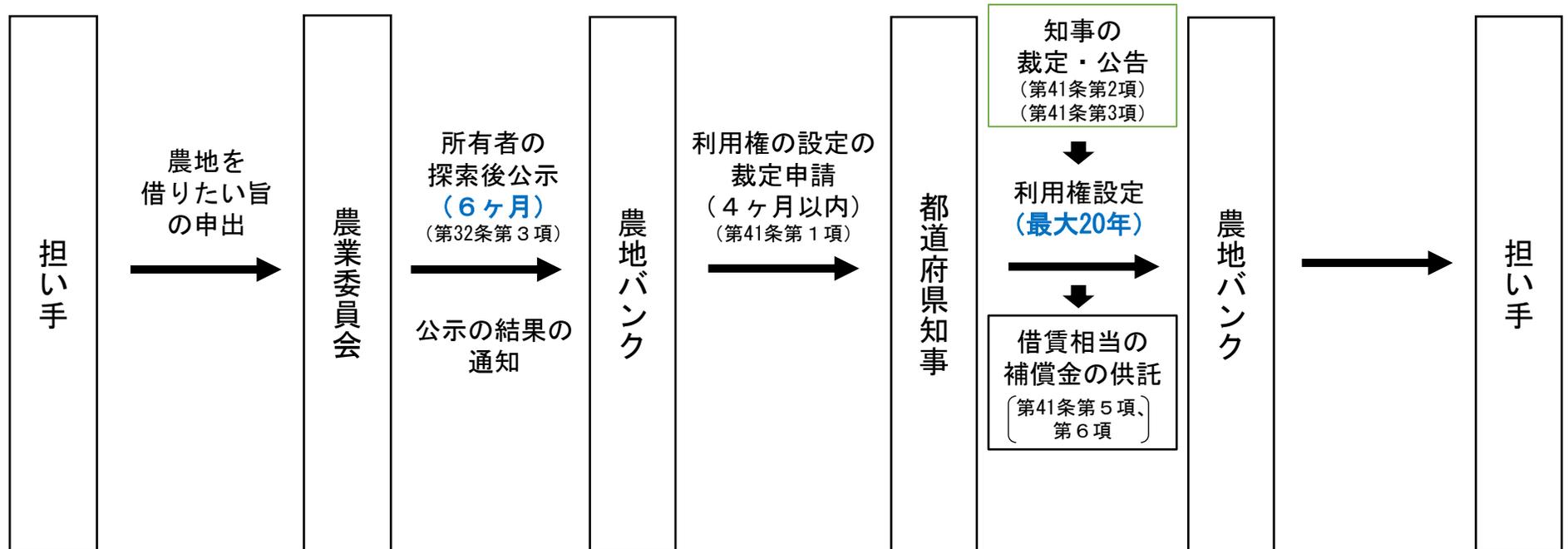
- 2018年（平成30年）の農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律により、
  - ① 相続人が複数いる農地について、**相続人の一人でも判明**していれば、
  - ② 市町村が策定する**農用地利用集積計画**により、
  - ③ **相続人が農地バンクに最大20年の利用権を設定**することができる制度を創設。



※農用地利用集積計画により貸借を行う場合、農地法第3条の許可は不要。

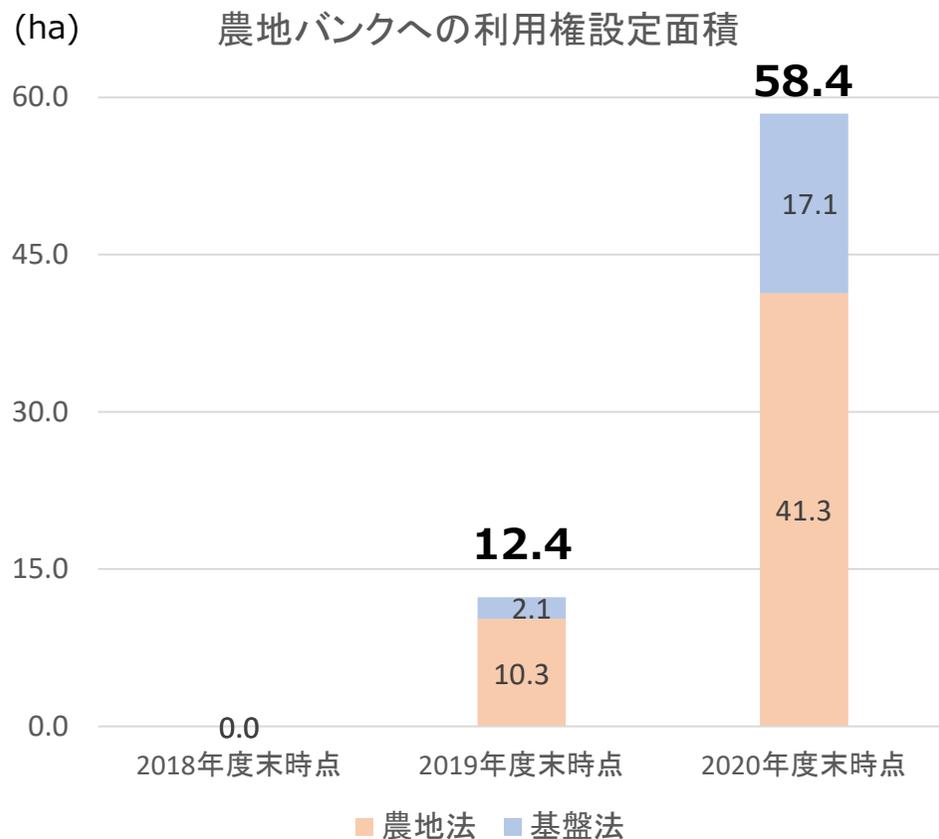
# 所有者不明農地の利活用のための制度（農地法）

- 2018年（平成30年）の農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律により、
  - ① 所有者が不明な遊休農地や遊休化のおそれのある農地について、**所有者等を確認できない**とき、
  - ② **都道府県知事による裁定**により、
  - ③ **農地バンクに最大20年の利用権を設定**することができる（従来の利用権の設定は最大5年）  
制度へと改正。



# 所有者不明農地制度の活用実績 及び 事例

○ 新制度は2018年(平成30年)11月から施行されたが、2020年度末現在で、**農地バンクへ利用権を設定した所有者不明農地面積は約58ha。**

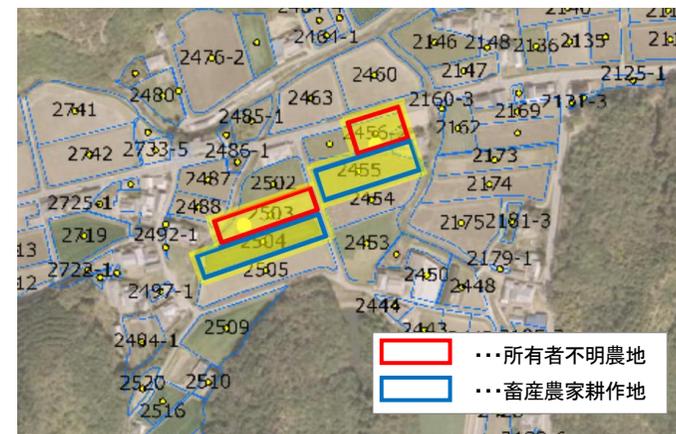


※制度改正が行われた2018年11月以降から各時点までの活用実績の累計。

## おうみ 香川県東かがわ市小海地区

農地法

- ・ 畜産農家が、自らの耕作地の隣の所有者不明農地(24a)を利用して、飼料作物を作付けしたい旨を農業委員会に相談。
- ・ 農業委員会が所有者の探索、所有者不明農地の公示を6か月行った後、所有者からの申出がない旨を農地バンクへ通知。
- ・ これを受け、農地バンクは県に対し利用権設定の裁定を申請し、知事の裁定により、20年間の利用権が農地バンクに設定。
- ・ 農地バンクから畜産農家に対し、20年間の利用権の設定が行われ、耕作者への集約化が実現した。



## 総論

- 高齢化・人口減少が本格化する中で、農業者の減少や耕作放棄地の拡大がさらに加速化し、**地域の農地が適切に利用されなくなる**ことが懸念。
- 今後、**食料の安定供給の確保と食料自給率の向上**を図りつつ、輸出の促進、コメから高収益作物への転換、スマート農業の実装、マーケットインによる生産・販売、環境と調和のとれた生産など、農業の成長産業化や所得の増大を進めていく上で、**生産基盤である農地について、健全性を図りながら、持続性をもって最大限利用されるようにしていく**ことが必要。

## 人・農地プラン

- 人・農地プランについて、**ルールとして継続的に取り組むべきものとし、法定化を含めて位置付け、地域住民への理解の浸透**を図る。
- 人・農地プランについて、**現場で取り組みやすい環境を整備**しつつ、地域で、それぞれの状況を踏まえ、農地を具体的にどのように利用・活用していくのか、農業生産をどのようにしていくのか等を話合った上で、農地の集約化に重点を置いて、**地域が目指すべき将来の具体的な農地利用の姿（「目標地図」）を明確化**する。

## 農地バンク

- 農地の貸借を促進するルートは、**農地バンクを経由する手法を軸**とするなど、地域の農地について、「**目標地図**」の実現に向けた**貸借**を、農作業受委託も含め、**強力に促進する措置**を講ずる。この場合の**農地バンクによる貸借の運用**を抜本的に見直す。